

定期健康診断の項目を見直しへ

厚労省は2月8日より「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」をスタートさせた。

定期健康診断(以下、定期健診)の項目については、直近では平成20年の改正で見直されている(腹囲、LDLコレステロール、尿検査の必須化)。しかし、労働者の高齢化やストレスチェック制度の創設など労働者の健康管理を取巻く状況は変わってきており、脳・心臓疾患による労災

支給決定件数の高止まりや医療技術の進展、科学的知見の蓄積も進んでいることなどを踏まえ、定期健診の診断手法や検査項目について今回改めて見直すことになった。また、ストレスチェックに関連して、定期健診に関する個人情報の取扱いや定期健診結果の事後措置などについても検討していく。同検討会は今後、夏に中間とりまとめを行い、12月には検討結果をまとめる予定となっている。

「治療と職業生活の両立支援に関するガイドライン」が公開

厚労省は2月23日、「治療と職業生活の両立支援に関するガイドライン」を公表し、がん、心疾患、糖尿病、肝炎などの疾病を抱える従業員に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行えるよう、事業場が取り組むべき内容をまとめた。

同ガイドラインは、従業員から病気について申出があつてから支援を行うことや個別事例の特性に応じた配慮が必要であること、両立支援プランの作成に

ついてなど、治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備や、両立支援の進め方が記載されている。また、日本人の2人に1人が罹患するといわれている「がん」については、特に留意すべき事項として、治療の長期化や副作用による影響を考慮する必要性などがまとめられている。同省ではこのガイドラインを活用し、治療と職業生活の支援が広がるよう、取組みを進めていく。

運動あるきっかけは？



機構統合のお知らせ

独立行政法人労働者健康福祉機構は、4月1日より独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合するとともに、国の委託事業であった日本バイオアッセイ研究センター事業(化学物質の有害性(発がん性)調査)の業務を集約化し、「独立行政法人労働者健康安全機構」となりました。

今後は、労災病院の臨床研究や医療提供、産業保健活動支援に加え、労働安全衛生総合研究所の高度な基礎研究・応用研究機能等を有機的に統合し、予防・治療・職場復帰支援を総合的に展開してまいります。